

物品等の発注案件における電子入札全面移行のお知らせ

平成 30 年 3 月  
新城市総務部契約検査課

新城市では、平成 28 年 7 月より、「物品・印刷製本」、「物品の賃貸借」、「役務の提供等」（以下「物品等」という。）に係る全ての指名競争入札案件において、電子入札へ全面移行までの準備期間及び電子入札の拡充を目的として、入札時、IC カード未取得の入札参加者が紙入札参加承認願の提出を行わなくとも、入札参加を認める方法で電子入札を実施していましたが、平成 30 年度以降の案件より、物品等の指名競争入札案件は、IC カード取得がある入札参加者又は取得中の入札参加者を対象に電子入札を実施します。

なお、事後審査型一般競争入札案件においては、従来どおり、IC カード取得がある入札参加者のみを対象として電子入札を実施します。

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H29	【一般競争入札（事後審査）】物品等：全ての案件で実施											
	【指名競争入札】物品等：全ての案件で電子（紙混在）を実施											
H30 以降	【一般競争入札（事後審査）、指名競争入札】物品等：全ての案件で実施											

※物品等の電子入札に係る運用は、「新城市物品等電子調達実施要領及び新城市電子入札に関する運用基準」を参照して下さい。

① 電子入札対象案件（原則として、次のとおり実施します。）

（ア） 事後審査型一般競争入札

- ・ 物品等： **予定購入金額が 500 万円超** の案件の中から試行実施

（イ） 指名競争入札

- ・ 物品等：（物品・印刷製本） **予定購入金額が 80 万円超** の案件  
（賃貸借） **予定賃借金額（総額）が 40 万円超** の案件  
（役務） **設計金額が 50 万円超** の案件

② 電子入札に参加するには

新城市で電子入札に参加するためには、入札参加資格申請及び IC カードの取得並びに利用者登録を行う必要があります。